

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議次第

(平成25年度第2回)

平成25年12月17日(火)

午後1時30分

町民会館 第2会議室

1 開 会

2 挨拶及び諮問

3 議 題

(1) 平成26年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

(2) その他

○次回の開催日について

給与収入	3,000,000円	基礎控除	330,000円	世帯人数	4
所得控除後所得	1,920,000円	基礎控除後	1,590,000円	45歳夫婦	2
固定資産税	50,000円			中学生以下	2

平成25年度10月末時点

総所得0～100万円以下の世帯 瑞穂町国保世帯の45.76%
(一番多い所得層)

総所得200万円以下の世帯 瑞穂町国保世帯の68.95%

国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較

税 順 位	区市町村名	平成25年度国民健康保険税					一般会計その他繰入金(赤字補てん額)				
		賦課方式	基礎賦課分	後期高齢者支援	介護納付分	計	24年度				
							被保険者数	一人あたり繰入額	繰入額	繰入率	増減
1	瑞穂町	2方式	153,500円	39,200円	36,800円	229,500円	11,979人	41,322円	495,000,000円	12.4%	3.6
2	国立市	2方式	147,100円	49,400円	36,200円	232,700円	20,424人	38,061円	777,354,260円	10.8%	▲ 1.6
3	あきる野市	4方式	146,200円	55,800円	41,000円	243,000円	25,690人	21,409円	550,000,000円	5.9%	0.0
4	町田市	3方式	152,600円	52,100円	38,400円	243,100円	119,103人	28,730円	3,421,833,890円	7.7%	▲ 4.0
5	檜原村	2方式	149,100円	52,600円	42,600円	244,300円	856人	57,854円	49,523,000円	12.0%	12.0
6	日野市	4方式	164,700円	43,000円	43,000円	250,700円	46,247人	25,734円	1,190,099,172円	6.9%	▲ 2.7
7	調布市	2方式	165,100円	50,200円	38,400円	253,700円	58,660人	40,874円	2,397,691,000円	11.4%	▲ 1.2
8	武蔵村山市	4方式	155,900円	55,600円	43,800円	255,300円	24,815人	33,825円	839,364,000円	9.1%	▲ 1.8
9	八王子市	2方式	163,500円	50,200円	42,200円	255,900円	163,017人	39,365円	6,417,205,102円	10.7%	▲ 3.5
10	府中市	2方式	165,280円	49,860円	42,080円	257,220円	65,628人	40,314円	2,645,703,000円	11.5%	1.8
11	日の出町	2方式	164,300円	53,400円	40,600円	258,300円	5,465人	35,754円	195,396,000円	9.3%	▲ 1.0
12	奥多摩町	2方式	164,300円	52,600円	42,600円	259,500円	1,809人	27,640円	50,000,000円	5.7%	0.3
13	三鷹市	2方式	172,300円	41,000円	47,200円	260,500円	47,669人	35,851円	1,709,000,000円	10.1%	▲ 1.5
14	武蔵野市	2方式	159,900円	55,800円	45,000円	260,700円	35,433人	33,360円	1,182,037,234円	9.5%	2.5
15	多摩市	2方式	161,900円	62,200円	37,000円	261,100円	42,347人	32,003円	1,355,248,043円	8.5%	▲ 3.0
16	稲城市	2方式	163,800円	40,700円	61,000円	265,500円	21,303人	34,881円	743,075,000円	9.6%	1.5
17	小平市	4方式	152,200円	65,700円	48,800円	266,700円	48,557人	38,076円	1,848,849,197円	10.4%	▲ 0.4
18	羽村市	2方式	173,000円	53,400円	41,000円	267,400円	16,879人	49,115円	829,013,000円	11.9%	▲ 2.0
19	小金井市	4方式	153,600円	78,300円	38,000円	269,900円	28,143人	35,142円	989,000,000円	10.0%	0.9
20	昭島市	4方式	171,500円	57,400円	45,800円	274,700円	33,391人	37,939円	1,266,830,000円	10.0%	▲ 1.3
21	東村山市	3方式	167,500円	57,400円	49,800円	274,700円	43,322人	30,191円	1,307,932,384円	7.9%	▲ 0.8
22	青梅市	2方式	178,200円	55,400円	43,200円	276,800円	40,750人	21,104円	860,000,000円	5.8%	▲ 4.0
23	東大和市	4方式	175,600円	55,400円	48,600円	279,600円	25,431人	38,219円	971,954,000円	10.2%	▲ 1.8
24	狛江市	4方式	164,000円	77,800円	40,600円	282,400円	21,836人	27,819円	607,450,432円	7.9%	▲ 0.1
25	西東京市	3方式	177,000円	52,700円	54,600円	284,300円	53,509人	37,687円	2,016,609,000円	10.3%	0.3
26	福生市	2方式	170,700円	72,600円	42,600円	285,900円	19,722人	45,748円	902,246,000円	13.0%	0.3
27	東久留米市	3方式	172,400円	71,700円	44,200円	288,300円	34,695人	13,835円	480,000,000円	3.7%	0.1
28	国分寺市	2方式	181,100円	67,800円	43,100円	292,000円	29,427人	27,976円	823,260,845円	8.2%	▲ 2.2
29	清瀬市	4方式	201,700円	34,600円	58,600円	294,900円	21,960人	36,430円	800,000,000円	9.0%	1.0
30	立川市	2方式	170,500円	80,600円	56,000円	307,100円	50,903人	34,776円	1,770,181,399円	9.5%	▲ 3.8
30市町村平均			165,283円	56,149円	44,426円	265,800円	38,632人	34,075円	1,316,395,199円	9.3%	▲ 0.4
			町と30市町村平均比較				26,653人	-7,247円	821,395,199円	3.1%	4
							市町村平均一人あたり差額		-86,815,575円	←保険税の不足額	

※市町村平均一人あたり差額・・・町の被保険者数と市町村平均一人あたり繰入額から算出した値が町の市町村平均繰入額です。町の繰入額と町の市町村平均繰入額との差額が保険税の不足額になります。【町繰入額－(町の被保険者数×市町村平均一人あたり繰入額)】

26・27・28年度改定(案)

資料 2

6・4軽減

26年度

27年度

28年度

	現状	1年目			2年目			3年目				
		応能割合	試算	比較	応能割合	試算	比較	応能割合	試算	比較	応能割合	
医療	所得割(%)	4.50%	61.09%	4.62%	0.12%	61.06%	4.74%	0.12%	61.04%	4.86%	0.12%	61.02%
	均等割(円)	20,500	38.91%	21,000	500	38.94%	21,500	500	38.96%	22,000	500	38.98%
	限度額(円)	510,000	-	510,000	0	-	510,000	0	-	510,000	0	-
	調定額(円)	579,655,591	-	593,450,324	13,794,733	-	607,213,295	13,762,971	-	620,903,111	13,689,816	-
	増加率(%)	-	-	2.38%			2.32%			2.25%		
支援	所得割(%)	1.16%	61.64%	1.21%	0.05%	61.20%	1.26%	0.05%	60.78%	1.31%	0.05%	60.39%
	均等割(円)	5,200	38.36%	5,500	300	38.80%	5,800	300	39.22%	6,100	300	39.61%
	限度額(円)	140,000	-	140,000	0	-	140,000	0	-	140,000	0	-
	調定額(円)	149,268,235	-	155,984,642	6,716,407	-	162,642,656	6,658,014	-	169,268,163	6,625,507	-
	増加率(%)	-	-	4.50%			4.27%			4.07%		
介護	所得割(%)	1.10%	52.82%	1.25%	0.15%	52.86%	1.40%	0.15%	52.78%	1.55%	0.15%	52.62%
	均等割(円)	9,700	47.18%	10,800	1,100	47.14%	11,900	1,100	47.22%	13,000	1,100	47.38%
	限度額(円)	120,000	-	120,000	0	-	120,000	0	-	120,000	0	-
	調定額(円)	79,865,714	-	89,011,345	9,145,631	-	97,908,901	8,897,556	-	106,560,754	8,651,853	-
	増加率(%)	-	-	11.45%			10.00%			8.84%		
合計	所得割(%)	6.76%	58.52%	7.08%	0.32%	58.37%	7.40%	0.32%	58.20%	7.72%	0.32%	58.01%
	均等割(円)	35,400	41.48%	37,300	1,900	41.63%	39,200	1,900	41.80%	41,100	1,900	41.99%
	限度額(円)	770,000	-	770,000	0	-	770,000	0	-	770,000	0	-
	調定額(円)	808,789,540	-	838,446,311	29,656,771	-	867,764,852	29,318,541	-	896,732,028	28,967,176	-
	増加率(%)	-	-	3.67%			3.50%			3.34%		

※平成26・27・28年度の3年間で資料1の国保税不足分(86,815,575円)を増額するため、所得割、均等割を全て同率・同額で改定(案)です。



26年度(1年目) 29,656,771円 増額
 27年度(2年目) 29,318,541円 増額
 28年度(3年目) 28,967,176円 増額
 合計 87,942,488円 増額

7・5・2軽減

26年度

27年度

28年度

	現状	1年目			2年目			3年目				
		応能割合	試算	比較	応能割合	試算	比較	応能割合	試算	比較	応能割合	
医療	所得割(%)	4.50%	61.09%	4.62%	0.12%	61.06%	4.74%	0.12%	61.04%	4.86%	0.12%	61.02%
	均等割(円)	20,500	38.91%	21,000	500	38.94%	21,500	500	38.96%	22,000	500	38.98%
	限度額(円)	510,000	-	510,000	0	-	510,000	0	-	510,000	0	-
	調定額(円)	579,655,591	-	581,818,424	2,162,833	-	595,304,445	13,486,021	-	608,717,311	13,412,866	-
	増加率(%)	-	-	0.37%			2.32%			2.25%		
支援	所得割(%)	1.16%	61.64%	1.21%	0.05%	61.20%	1.26%	0.05%	60.78%	1.31%	0.05%	60.39%
	均等割(円)	5,200	38.36%	5,500	300	38.80%	5,800	300	39.22%	6,100	300	39.61%
	限度額(円)	140,000	-	140,000	0	-	140,000	0	-	140,000	0	-
	調定額(円)	149,268,235	-	152,938,192	3,669,957	-	159,430,036	6,491,844	-	165,889,373	6,459,337	-
	増加率(%)	-	-	2.46%			4.24%			4.05%		
介護	所得割(%)	1.10%	52.82%	1.25%	0.15%	52.86%	1.40%	0.15%	52.78%	1.55%	0.15%	52.62%
	均等割(円)	9,700	47.18%	10,800	1,100	47.14%	11,900	1,100	47.22%	13,000	1,100	47.38%
	限度額(円)	120,000	-	120,000	0	-	120,000	0	-	120,000	0	-
	調定額(円)	79,865,714	-	87,085,705	7,219,991	-	95,787,131	8,701,426	-	104,242,854	8,455,723	-
	増加率(%)	-	-	9.04%			9.99%			8.83%		
合計	所得割(%)	6.76%	58.52%	7.08%	0.32%	58.37%	7.40%	0.32%	58.20%	7.72%	0.32%	58.01%
	均等割(円)	35,400	41.48%	37,300	1,900	41.63%	39,200	1,900	41.80%	41,100	1,900	41.99%
	限度額(円)	770,000	-	770,000	0	-	770,000	0	-	770,000	0	-
	調定額(円)	808,789,540	-	821,842,321	13,052,781	-	850,521,612	28,679,291	-	878,849,538	28,327,926	-
	増加率(%)	-	-	1.61%			3.49%			3.33%		

26年度(1年目) 13,052,781円 増額
 27年度(2年目) 28,679,291円 増額
 28年度(3年目) 28,327,926円 増額
 合計 70,059,998円 増額

25年度と26年度(案)の比較

平成25年度			6・4軽減
区 分		税 率	国保税額(予定)
基礎賦課分	所得割	4.50%	808,789,540円
	均等割	20,500円	
	限度額	510,000円	
支援分	所得割	1.16%	
	均等割	5,200円	
	限度額	140,000円	
介護分	所得割	1.10%	
	均等割	9,700円	
	限度額	120,000円	
所得割計		6.76%	
均等割計		35,400円	
限度額計		770,000円	



平成26年度(案)		6・4軽減	7・5・2軽減
税 率	増 減	国保税額(案)	
4.62%	0.12%	838,446,311円	821,842,321円
21,000円	500円		
510,000円	0円		
1.21%	0.05%		
5,500円	300円		
140,000円	0円		
1.25%	0.15%		
10,800円	1,100円		
120,000円	0円		
7.08%	0.32%		
37,300円	1,900円		
770,000円	0円		
25年度との比較		29,656,771円	13,052,781円
6・4軽減との比較		-	-16,603,990円

※ 平成26年度から軽減割合が6・4軽減から7・5・2軽減に変更する予定です。軽減割合の比較をすると、-16,603,990円(国保税額)が減額になりますが、この減額分は基盤安定のための財源として国から交付されます。

25年度と26年度（案）の比較 （限度額変更）

平成25年度		6・4軽減
区分	税率	国保税額（予定）
基礎賦課分	所得割	4.50%
	均等割	20,500円
	限度額	510,000円
支援分	所得割	1.16%
	均等割	5,200円
	限度額	140,000円
介護分	所得割	1.10%
	均等割	9,700円
	限度額	120,000円
所得割計		6.76%
均等割計		35,400円
限度額計		770,000円
		808,789,540円



平成26年度（案）		6・4軽減	7・5・2軽減
税率	増減	国保税額（案）	
4.62%	0.12%	840,979,359円	824,375,369円
21,000円	500円		
510,000円	0円		
1.21%	0.05%		
5,500円	300円		
160,000円	20,000円		
1.25%	0.15%		
10,800円	1,100円		
140,000円	20,000円		
7.08%	0.32%		
37,300円	1,900円		
810,000円	40,000円		
25年度との比較		32,189,819円	15,585,829円
6・4軽減との比較		-	-16,603,990円
限度額増との比較		2,533,048円	2,533,048円

6割軽減	2,180人
4割軽減	713人
計	2,893人

7割軽減	2,180人
5割軽減	713人
2割軽減	1,323人
計	4,216人

軽減比較	1,323人
------	--------

※ 平成26年度から軽減割合が6・4軽減から7・5・2軽減に変更する予定です。軽減割合の比較をすると、-16,603,990円（国保税額）が減額になりますが、この減額分は基盤安定のための財源として国から交付されます。

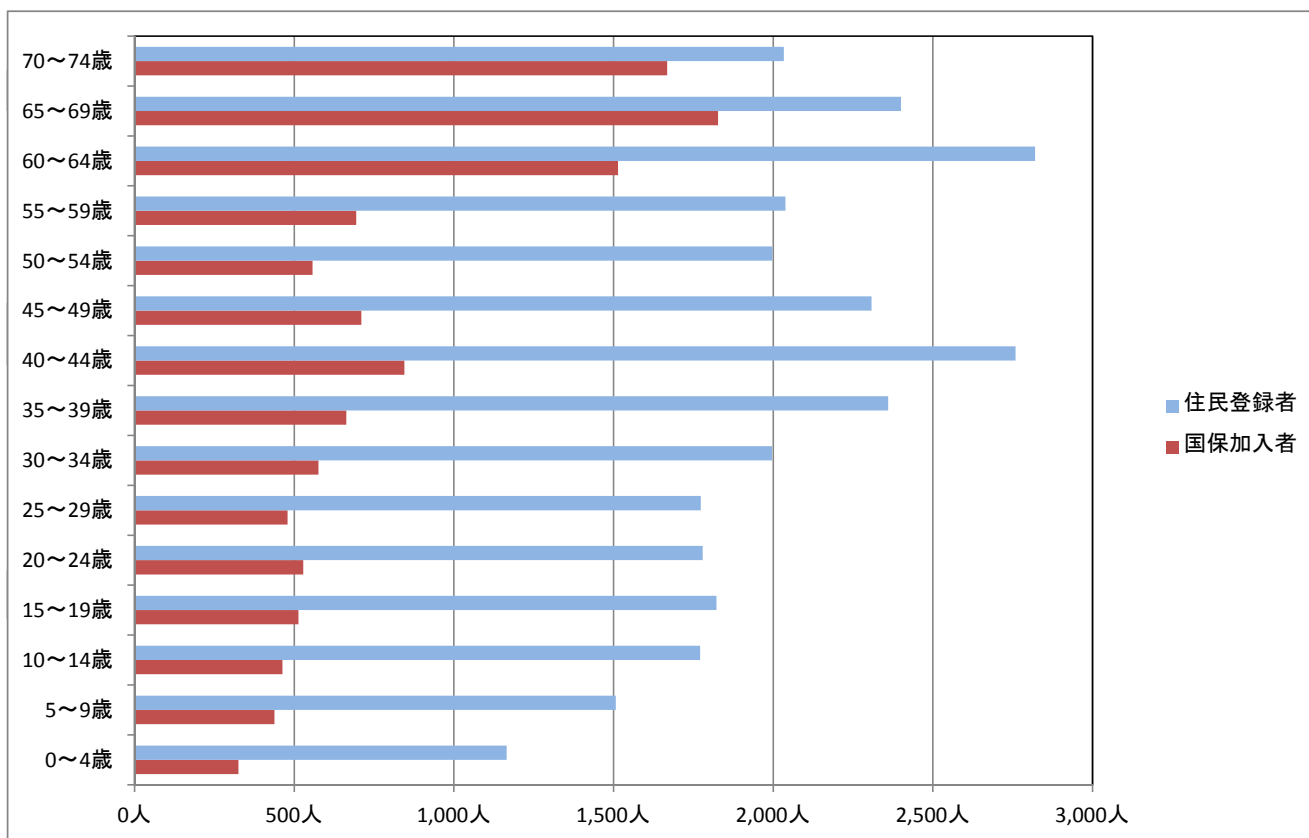
平成25～28年度国民健康保険税試算

区別	賦課区分	算定方式	モデル	単身世帯				年金暮らし2人世帯					
			世帯数	1	2	3	4	60～64歳		65～74歳			
			給与	1,500,000円	2,000,000円	3,000,000円	4,000,000円	2,000,000円	3,000,000円	2,000,000円	2,500,000円	3,000,000円	
			所得	850,000円	1,220,000円	1,920,000円	2,660,000円	1,125,000円	1,875,000円	800,000円	1,300,000円	1,800,000円	
二十五年度	基礎賦課分	所得割	4.50%	23,400円	40,050円	71,550円	104,850円	35,770円	69,520円	21,150円	43,650円	66,150円	
		均等割	20,500円	20,500円	41,000円	61,500円	82,000円	41,000円	41,000円	41,000円	41,000円	41,000円	
		計		43,900円	81,050円	133,050円	186,850円	76,770円	110,520円	62,150円	84,650円	107,150円	
	支援分	所得割	1.16%	6,030円	10,320円	18,440円	27,020円	9,220円	17,920円	5,450円	11,250円	17,050円	
		均等割	5,200円	5,200円	10,400円	15,600円	20,800円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	
		計		11,230円	20,720円	34,040円	47,820円	19,620円	28,320円	15,850円	21,650円	27,450円	
	介護分	所得割	1.10%	5,720円	9,790円	17,490円	25,630円	8,740円	16,990円				
		均等割	9,700円	9,700円	19,400円	19,400円	19,400円	19,400円	19,400円				
		計		15,420円	29,190円	36,890円	45,030円	28,140円	36,390円				
	合計			70,550円	130,960円	203,980円	279,700円	124,530円	175,230円	78,000円	106,300円	134,600円	
	二十六年年度	基礎分	所得割	4.62%	24,020円	41,110円	73,450円	107,640円	36,720円	71,370円	21,710円	44,810円	67,910円
			均等割	21,000円	21,000円	42,000円	63,000円	84,000円	42,000円	42,000円	42,000円	42,000円	42,000円
計				45,020円	83,110円	136,450円	191,640円	78,720円	113,370円	63,710円	86,810円	109,910円	
支援分		所得割	1.21%	6,290円	10,760円	19,230円	28,190円	9,610円	18,690円	5,680円	11,730円	17,780円	
		均等割	5,500円	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	
		計		11,790円	21,760円	35,730円	50,190円	20,610円	29,690円	16,680円	22,730円	28,780円	
介護分		所得割	1.25%	6,500円	11,120円	19,870円	29,120円	9,930円	19,310円				
		均等割	10,800円	10,800円	21,600円	21,600円	21,600円	21,600円	21,600円				
		計		17,300円	32,720円	41,470円	50,720円	31,530円	40,910円				
合計			74,110円	137,590円	213,650円	292,550円	130,860円	183,970円	80,390円	109,540円	138,690円		
25年度との増減額			3,560円	6,630円	9,670円	12,850円	6,330円	8,740円	2,390円	3,240円	4,090円		
増減割合			5.0%	5.1%	4.7%	4.6%	5.1%	5.0%	3.1%	3.0%	3.0%		
二十七年年度	基礎分	所得割	4.74%	24,640円	42,180円	75,360円	110,440円	37,680円	73,230円	22,270円	45,970円	69,670円	
		均等割	21,500円	21,500円	43,000円	64,500円	86,000円	43,000円	43,000円	43,000円	43,000円	43,000円	
		計		46,140円	85,180円	139,860円	196,440円	80,680円	116,230円	65,270円	88,970円	112,670円	
	支援分	所得割	1.26%	6,550円	11,210円	20,030円	29,350円	10,010円	19,460円	5,920円	12,220円	18,520円	
		均等割	5,800円	5,800円	11,600円	17,400円	23,200円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	
		計		12,350円	22,810円	37,430円	52,550円	21,610円	31,060円	17,520円	23,820円	30,120円	
	介護分	所得割	1.40%	7,280円	12,460円	22,260円	32,620円	11,130円	21,630円				
		均等割	11,900円	11,900円	23,800円	23,800円	23,800円	23,800円	23,800円				
		計		19,180円	36,260円	46,060円	56,420円	34,930円	45,430円				
	合計			77,670円	144,250円	223,350円	305,410円	137,220円	192,720円	82,790円	112,790円	142,790円	
	26年度との増減額			3,560円	6,660円	9,700円	12,860円	6,360円	8,750円	2,400円	3,250円	4,100円	
	増減割合			4.8%	4.8%	4.5%	4.4%	4.9%	4.8%	3.0%	3.0%	3.0%	
二十八年年度	基礎分	所得割	4.86%	25,270円	43,250円	77,270円	113,230円	38,630円	75,080円	22,840円	47,140円	71,440円	
		均等割	22,000円	22,000円	44,000円	66,000円	88,000円	44,000円	44,000円	44,000円	44,000円	44,000円	
		計		47,270円	87,250円	143,270円	201,230円	82,630円	119,080円	66,840円	91,140円	115,440円	
	支援分	所得割	1.31%	6,810円	11,650円	20,820円	30,520円	10,410円	20,230円	6,150円	12,700円	19,250円	
		均等割	6,100円	6,100円	12,200円	18,300円	24,400円	12,200円	12,200円	12,200円	12,200円	12,200円	
		計		12,910円	23,850円	39,120円	54,920円	22,610円	32,430円	18,350円	24,900円	31,450円	
	介護分	所得割	1.55%	8,060円	13,790円	24,640円	36,110円	12,320円	23,940円				
		均等割	13,000円	13,000円	26,000円	26,000円	26,000円	26,000円	26,000円				
		計		21,060円	39,790円	50,640円	62,110円	38,320円	49,940円				
	合計			81,240円	150,890円	233,030円	318,260円	143,560円	201,450円	85,190円	116,040円	146,890円	
	27年度との増減額			3,570円	6,640円	9,680円	12,850円	6,340円	8,730円	2,400円	3,250円	4,100円	
	増減割合			4.6%	4.6%	4.3%	4.2%	4.6%	4.5%	2.9%	2.9%	2.9%	

年齢別国保加入者

※外国人含む

被保険者数	実 数				対前年度比較		人口に占める国保加入者	
	H23年3月末	H24年3月末	H25年3月末	割合	増減数	増減率	住民登録数	加入者割合
計	11,870人	11,996人	11,800人	100.00%	-196人	-1.63%	33,814人	34.90%
0～4歳	379人	362人	325人	2.75%	-37人	-10.22%	1,165人	27.90%
5～9歳	495人	479人	438人	3.71%	-41人	-8.56%	1,507人	29.06%
10～14歳	505人	515人	463人	3.92%	-52人	-10.10%	1,771人	26.14%
15～19歳	520人	516人	513人	4.35%	-3人	-0.58%	1,822人	28.16%
20～24歳	518人	537人	528人	4.47%	-9人	-1.68%	1,779人	29.68%
25～29歳	560人	524人	479人	4.06%	-45人	-8.59%	1,773人	27.02%
30～34歳	622人	619人	576人	4.88%	-43人	-6.95%	1,996人	28.86%
35～39歳	775人	762人	663人	5.62%	-99人	-12.99%	2,360人	28.09%
40～44歳	850人	864人	845人	7.16%	-19人	-2.20%	2,759人	30.63%
45～49歳	617人	633人	710人	6.02%	77人	12.16%	2,308人	30.76%
50～54歳	553人	585人	557人	4.72%	-28人	-4.79%	1,997人	27.89%
55～59歳	780人	748人	694人	5.88%	-54人	-7.22%	2,038人	34.05%
60～64歳	1,596人	1,607人	1,514人	12.83%	-93人	-5.79%	2,820人	53.69%
65～69歳	1,650人	1,685人	1,827人	15.48%	142人	8.43%	2,400人	76.13%
70～74歳	1,450人	1,560人	1,668人	14.14%	108人	6.92%	2,033人	82.05%
75歳以上	0人	0人	0人	0.00%	0人	0.00%	3,286人	0.00%



◎ 低所得者保険料軽減の拡充や保険者支援制度の拡充により、財政基盤を強化する。
 (~2,200億円程度、税制抜本改革とともに実施。)

《「国保に関する国と地方の協議」提出資料より》

1. 低所得者保険料軽減の拡大 (500億円程度)

・ 5割軽減・2割軽減世帯の基準額の引上げ (さらに保険料が軽減される者: 約400万人) *27年度ベース

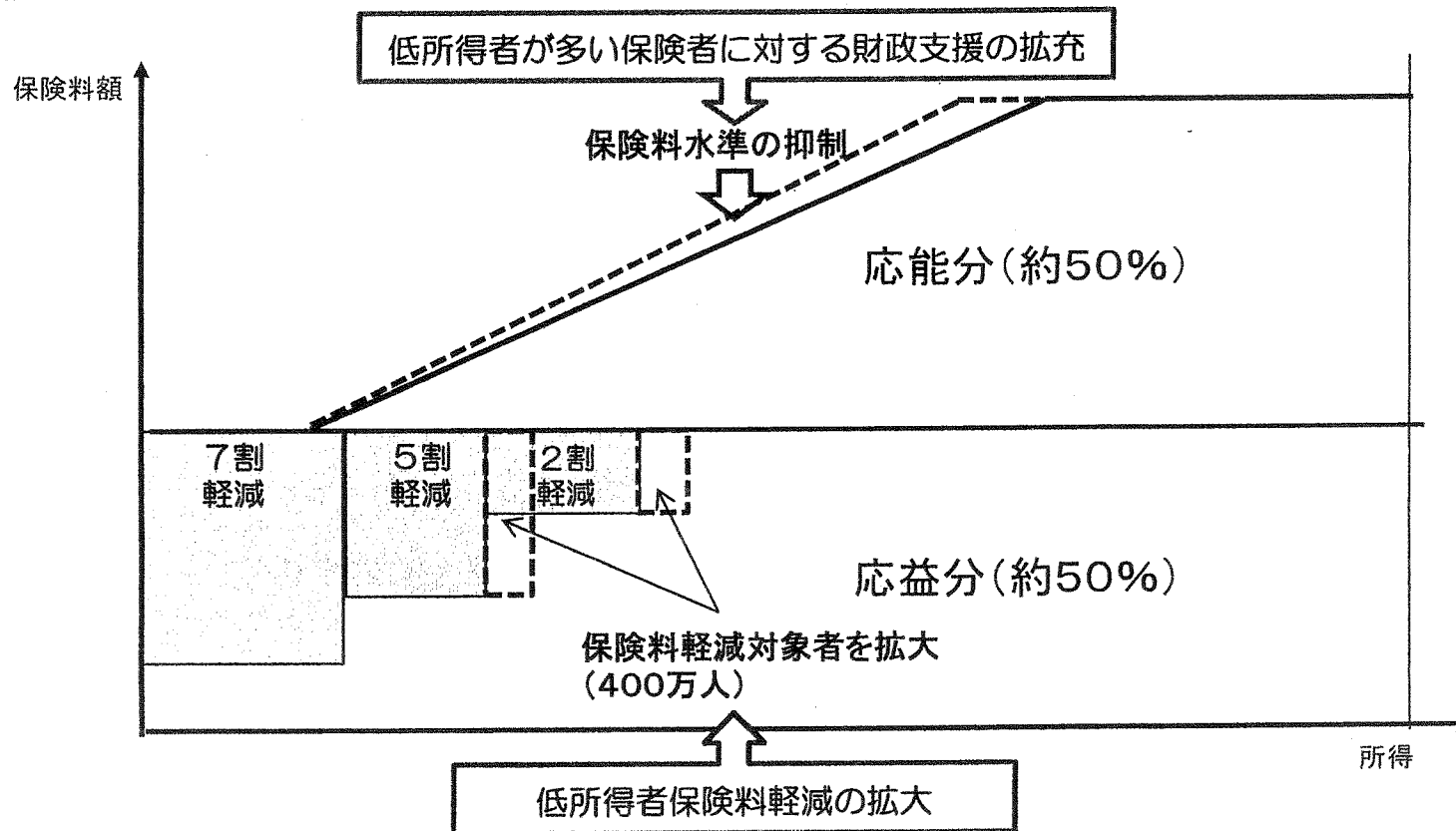
☆5割軽減対象者 年収147万円以下 → 178万円以下

☆2割軽減対象者 年収223万円以下 → 266万円以下 (※いずれも、夫婦、子1人で夫の給与収入のみの場合)

2. 保険者支援制度の拡充 (1,700億円程度)

・ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充

・ 保険料水準全体を抑制する効果 (対象者: 全被保険者(3,500万人)) *27年度ベース



(1) 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)

○ 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】

《具体的な内容(案)》

① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

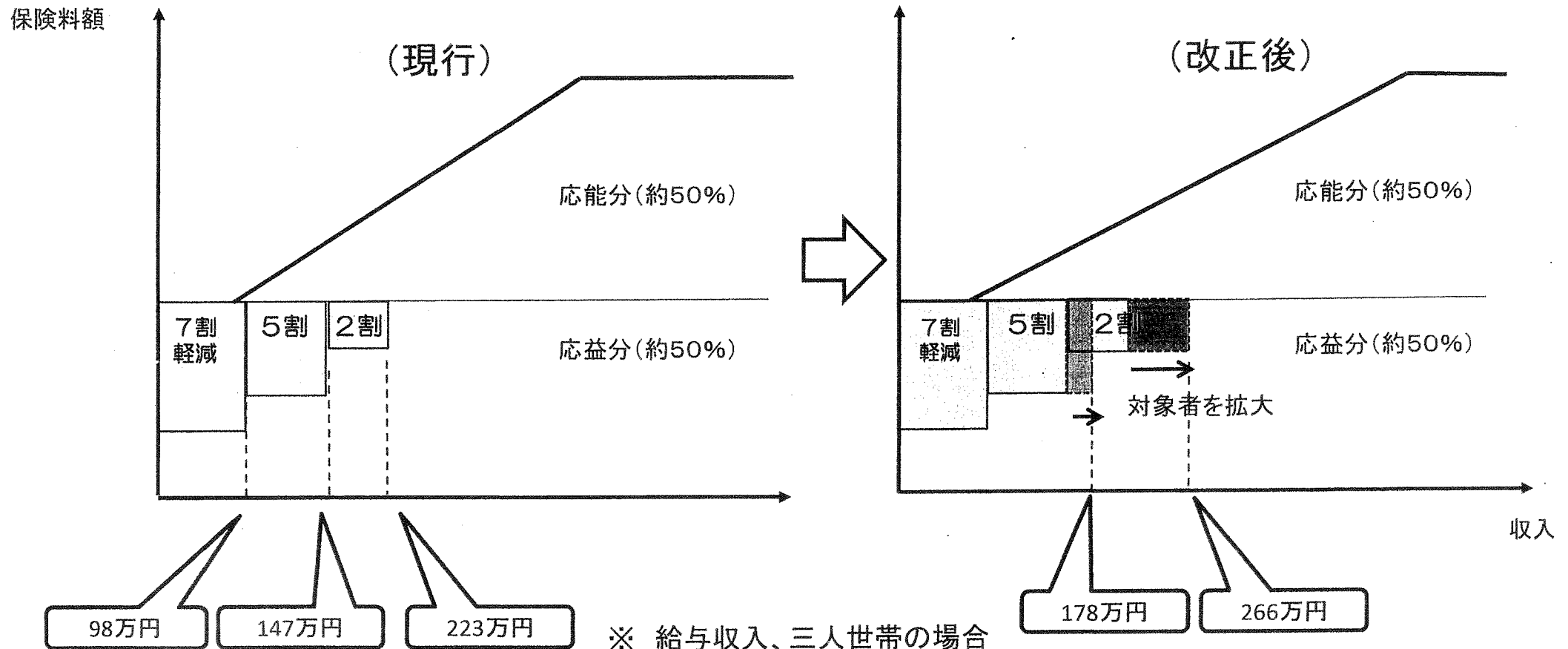
(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)

② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+24.5万円 × (被保険者数-世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)



II 医療・介護分野の改革

3 医療保険制度改革

(2) 医療給付の重点化・効率化(療養の範囲の適正化等)

併せて、改革推進法(第6条第2号)では、医療保険制度について、「保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等」を図ることも求められている。

… (略) …

また、現在、暫定的に1割負担となっている70～74歳の医療費の自己負担については、現役世代とのバランスを考慮し、高齢者にも応分の負担を求める観点から、法律上は2割負担となっている。この特例措置については、世代間の公平を図る観点から止めるべきであり、政府においては、その方向で、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」のとおり「早期に結論を得る」べきである。その際は、低所得者の負担に配慮しつつ、既に特例措置の対象となっている高齢者の自己負担割合は変わらないよう、新たに70歳になった者から段階的に進めることが適当である。

高額療養費制度については、所得区分ごとに自己負担の上限が定められているが、現行の仕組みでは、一般所得者の所得区分の年収の幅が大きいこと、中低所得者層の負担が重くなっている。低所得者に配慮し、負担能力に応じて応分の負担を求めるという保険料負担における考え方と同様の制度改革が求められる。具体的には、高額療養費の所得区分について、よりきめ細やかな対応が可能となるよう細分化し、負担能力に応じた負担となるよう限度額を見直すことが必要である。上記のとおり、70～74歳の医療費の自己負担に係る特例措置が見直されるのであれば、自己負担の上限についても、それに合わせた見直しが必要になるが、そのタイミングについては検討が必要になる。

高額療養費の見直し案

<70歳未満>

現行

所得区分	限度額(月単位)
上位所得者	150000+1% <83400>
年収約770万円以上 (標準報酬月額53万円以上)	※標準報酬53万円に対応する総報酬月額60万円の25%となるよう設定。 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額60万円の2ヶ月程度となるよう設定。
一般所得者	80100+1% <44400>
~770	※平成16年度の政管平均標準報酬28万円に対応する総報酬月額(32万円)の25%となるよう設定。 ※4月目以降は、年間負担額が総報酬月額32万円の2ヶ月程度となるよう設定。
低所得者 (住民税非課税)	35400 <24600>

案1

所得区分	限度額(月単位)
年収約1510万円以上(標報121万円)	322500+1% <179100>
1160~1510 (83~115万円)	252600+1% <140100>
970~1160 (65~79万円)	207600+1% <115200>
770~970 (53~62万円)	167400+1% <93000>
570~770 (41~50万円)	122400+1% <68100>
370~570 (28~38万円)	80100+1% <44400>
310~370 (24~26万円)	62100 <44400>
~310 (22万円以下)	44400 <44400>
低所得者 (住民税非課税)	35400 <24600>

案2

所得区分	限度額(月単位)
1160~ (83万円以上)	252600+1% <140100>
770~1160 (53~79万円)	167400+1% <93000>
570~770 (41~50万円)	122400+1% <68100>
370~570 (28~38万円)	80100+1% <44400>
~370 (26万円以下)	57600 <44400>
低所得者 (住民税非課税)	35400 <24600>

案3

所得区分	限度額(月単位)
1160~ (83万円以上)	252600+1% <140100>
770~1160 (53~79万円)	167400+1% <93000>
370~770 (28~50万円)	80100+1% <44400>
~370 (26万円以下)	57600 <44400>
低所得者 (住民税非課税)	35400 <24600>

<70~74歳(3割・2割負担の者)>

所得区分	限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者 370~(標報28万以上)	44400	80100+1% <44400>
一般所得者 370以下(標報26万以下)	12000	44400
低II	8000	24600
低I		15000

所得区分	限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	
570以上 (標報41万以上)	68100	122400+1% <68100>
370~570 (28~38万)	44400	80100+1% <44400>
310~370 (24~26万)	24600	62100 <44400>
~310 (22万以下)	12000	44400 <44400>
低II	8000	24600
低I		15000

所得区分	限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	
570以上 (標報41万以上)	68100	122400+1% <68100>
370~570 (28~38万)	44400	80100+1% <44400>
370以下(標報26万以下)	12000	44400
低II	8000	24600
低I		15000

所得区分	限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	
370~(標報28万以上)	44400	80100+1% <44400>
370以下(標報26万以下)	12000	44400
低II	8000	24600
低I		15000

※ 70~74歳(1割負担の者)及び75歳以上については、据え置くこととする。

実施時期については、見直し案の決定後、システム改修等に要する期間を考慮したうえで、平成27年1月から実施することを目指す。

写

瑞住住発第2549号
平成25年12月17日

瑞穂町国民健康保険運営協議会
会長 倉内邦雄様

瑞穂町長 石塚幸右衛門

瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について

瑞穂町国民健康保険運営協議会規則（昭和46年規則第13号）第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 平成26年度瑞穂町国民健康保険税の課税額の改定について
- (2) 平成26年度瑞穂町国民健康保険税の減額について
- (3) 地方税法の改正に伴う平成26年度瑞穂町国民健康保険税の変革について

2 諮問の理由

- (1) 加入者の高齢化や医療の高度化により医療給付費が増加したことに伴い、一般会計赤字補てん繰入金は、平成24年度決算額で4億9千5百万円になりました。多摩地区30市町村の加入者一人あたり補てん額との差から算出すると8千6百万円多く繰出しをしている状況です。

8千6百万円の財源を確保するには、税率10.51%の引上げを要します。

平成26年、27年には消費税の引上げが予定されており、住民生活の負担を考慮し、国民健康保険税率の引上げを3カ年に分けて改定することを諮問するものです。

- (2) 国民健康保険税の課税額の改定に合わせて、現在6割及び4割減額賦課を7割、5割及び2割減額賦課に改正し、低所得者の負担緩和を図ることを諮問するものです。
- (3) 地方税法の改正に伴い課税限度額の引上げ及び低所得者の保険税軽減の拡充が見込まれます。法改正後に、町の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の引上げ及び保険税軽減の拡充をすることについて諮問するものです。

3 答申の期限

平成26年1月24日まで